

石川県公報

令和 6 年 6 月 25 日 (火曜日)

号 外

(第 40 号)

目 次

規 則	
○石川県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 1	○本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する 条例施行規則の一部を改正する規則 (同) 5

規 則

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十二号

石川県税条例施行規則の一部を改正する規則

石川県税条例施行規則(昭和三十二年石川県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第五号様式(その一の二)(表)中「個人事業税納税通知書」を「個人事業税納税通知書 兼 口座振替案内書」に改める。

第五号様式(その三の二)を次のように改める。

第5号様式(その3の2)(表)(口座振替用)

県 税	石川県			
031	不動産取得税納税通知書 兼 口座振替案内書			
第 号	年度随時課税			
納 期 限	年 月 日			
課 税 区 分	課税標準額 ⑦ (円)	税 率 ⑧	税額から減額 する額⑨(円)	納付すべき税額 ⑦×⑧-⑨=⑩
土 地				
家 屋				
税 額				
共同取得者				
不動産の 在 地				
種 類				
替 金 融 機 関				
口座名義人				
上記のとおり納めてください。				
年 月 日 印				
石川県 事務所長				
(裏面をお読みください。)				

第5号様式(その3の2)(裏)(口座振替用)

1	課税の根拠 この税は、地方税法第73条の2及び石川県税条例第88条の規定によつて賦課したものです。
2	口座振替のお知らせ 表面記載の金融機関の指定口座から納期限の日に税額欄に記載されている金額を振替させていただきますので、前日までに入金されますようお願いいたします。 なお、納期限に振替できなかつた場合は、別途納付書をお送りしますので、早急に納めてください。
3	賦課に不服がある場合の救済方法 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事へ審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通を作成し、なるべく当所を経由して提出していただく い。 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限る。当該審査請求に係る裁決の送達を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として(知事が、被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、 ① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。 4 延滞金の加算 この通知書により納付すべき税額が納期限に口座振替できなかった場合には、当該税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合(各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項)に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいいます。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合とします。)を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。

第五号様式(その三の三)中

石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関

を

石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関、
県総合(県税)事務所又は別添納付書裏面記載のところ

に改める。

第五号様式(その四)及び第五号様式(その五)中

石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関、
石川県 事務所

を

石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関、
県総合(県税)事務所又は別添納付書裏面記載のところ

に改める。

第五号様式(その六)を次のように改める。

第 5 号様式 (その 6)

固定資産税 (償却資産) 納税通知書					
					年 月 日
様					石川県知事
					印
税 目	固定資産税	登録番号		調定年度	年度
課税対象年度	年度	申告決定区分			
課 税 標 準 額		税 率		年 税 額	
円		/100		円	
期 別	税 額			納 期 限	
第 1 期分					
第 2 期分					
第 3 期分					
第 4 期分					
納付場所	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関、県総合 (県税) 事務所又は別添納付書裏面記載のところ				
<p>1 課税の根拠 この税は、地方税法第740条及び石川県税条例第159条の規定によつて賦課したものです。</p> <p>2 賦課に不服がある場合の救済方法 この税の賦課について不服があるときは、この通知書を受け取つた日の翌日から起算して3箇月以内に知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく課税地を所管する県総合 (県税) 事務所を経由して提出してください。 処分の取消しの訴えは、上記審査請求に対する裁決を経た場合に限り、当該審査請求に係る裁決の通知を受け取つた日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として (知事が、被告の代表者となります。) 提起することができます。ただし、</p> <p>① 審査請求があつた日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき、 ② 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、 ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき</p> <p>は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。</p> <p>3 延滞金の加算 この通知書により納付すべき税額を納期限までに納付されない場合には、当該税額に、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント (納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント) の割合 (当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。) が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合) とします。) を乗じて計算した額の延滞金を徴収します。</p>					

第五号様式(その七) 第五号様式(その八) 及び第五号様式(その十) 中

「 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関
又は石川県 事務所 」

を

「 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機
関、県総合(県税)事務所又は別添納付書裏面記載のところ 」

に改める。

第七号様式(その一)(監) 中

「 納付場所 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は県総合(県税)事務所 」

「 納付場所 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関、県総合(県税)事務所
又は別添納付書裏面に記載のところ 」

改める。

第七号様式(その十一) 中

「 石川県指定金融機関
石川県指定代理金融機関
石川県収納代理金融機関
石川県 事務所 」

を

「 石川県指定金融機関
石川県指定代理金融機関
石川県収納代理金融機関
別添納付書裏面記載のところ 」

に改める。

第七号様式(その十二) 中

「 石川県指定金融機関
石川県指定代理金融機関
石川県収納代理金融機関 」

を

「 石川県指定金融機関
石川県指定代理金融機関
石川県収納代理金融機関
別添納付書裏面記載のところ 」

に改める。

第七号様式(その四) 中

「 石川県指定金融機関、石川県指定代理金
融機関、石川県収納代理金融機関、石川
県 事務所 」

を

「 石川県指定金融機関、石川県指定代理金
融機関、石川県収納代理金融機関、県総
合(県税)事務所又は別添納付書裏面記
載のところ 」

に改める。

第七号様式(その五) 中

「 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金
融機関又は石川県 事務所 」

を

「 石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金
融機関、県総合(県税)事務所又は別添納付書裏面記載のところ 」

に改める。

第八号様式(その一) 中

課税事務所	
納付 場所 納入	石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は石川県 事務所

を

上記の金額を納付・納入します。

「 課税事務所 」

に改める。

上記の金額を納付・納入します。

第八号様式(その一〇一〇一) 参考を同様式参考として、同様式に参考として次のように加える。

参考 1 裏面に納付場所を記載すること。

第八号様式(その三)及び第十号様式中「(カナ)」を「(かな)」に改める。

第十八号様式及び第二十四号様式(その二)中

「石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関又は石川県 事務所」を

「石川県指定金融機関、石川県指定代理金融機関、石川県収納代理金融機関、県総合(県税)事務所又は別添納付書裏面記載のところ」に改める。

第六十九号の四様式(その一)(表)中「車検時に必要ですから大切に保管してください。」を削る。

第六十九号の四様式(その二)(表)中 「車検に必要^要です」を削る。

第六十九号の四様式(その三)(表)中 「車検に必要^要です」を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第八号様式(その三)及び第十号様式の改正規定は、令和七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の石川県税条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年六月二十五日

石川県知事 馳 浩

石川県規則第二十三号

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則(平成二十七年石川県規則第三十二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「増設した特別償却設備」の次に「(特定業務施設の用に供するものに限る。以下この項において同じ。)」を加える。

別記様式第一号(裏)備考5(1)中「(2)及び(3)において」を「以下」に改め、「特別償却設備」の次に「(特定業務施設の用に供するものに限る。以下同じ。)」を加え、同様式付表1(裏)備考1中「特別償却設備」の次に「(特定業務施設の用に供するものに限る。以下同じ。)」を加える。

別記様式第二号(裏)備考3及び同様式付表(裏)備考4中「特別償却設備」の次に「(特定業務施設の用に供するものに限る。)」を加える。

別記様式第三号(表)中

「特定業務施設の用に供した新・増設の特別償却設備に関する明細」を

「新・増設の特別償却設備に関する明細」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第二条第一項第一号の規定は、令和六年四月十九日以後に新設され、又は増設される設備について適用

し、同日前に新設され、又は増設された設備については、なお従前の例による。

- 3 改正前の本社機能立地促進のための県税の課税の特例に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。